

## 利 用 料 明 細 表

### ＜基本利用料＞

介護保険制度では、要介護認定等による要介護の程度によって利用料が異なります。下表の基本料金から介護保険給付費額を除いた金額が自己負担額となります。

要介護度区分	基本料金		利用者負担額(1割)		利用者負担額(2割)		利用者負担額(3割)	
	日額/円	月額(30日間)/円	日額/円	月額(30日間)/円	日額/円	月額(30日間)/円	日額/円	月額(30日間)/円
要支援2	7,490	224,700	749	22,470	1,498	44,940	2,247	67,410
要介護1	7,530	225,900	753	22,590	1,506	45,180	2,259	67,770
要介護2	7,880	236,400	788	23,640	1,576	47,280	2,364	70,920
要介護3	8,120	243,600	812	24,360	1,624	48,720	2,436	73,080
要介護4	8,280	248,400	828	24,840	1,656	49,680	2,484	74,520
要介護5	8,450	253,500	845	25,350	1,690	50,700	2,535	76,050

※ただし、給付制限がある場合は給付制限に応じて請求いたします。

### ＜基本利用料への加算＞

#### 利用者様負担額 1 割の場合

初期加算	入居した日より 30 日以内の期間について、1 日につき 30 円（自己負担分）加算となります。
医療連携体制加算（Ⅰ）ハ	1 日につき 37 円（自己負担分）加算となります。（要介護 1 から要介護 5 の方が加算対象となります。）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1 日につき 22 円（自己負担分）加算となります。
若年性認知症利用者受入加算	1 日につき 120 円（自己負担分）が加算となります。
看取り介護加算	死亡日を含めて 45 日を上限とし、本事業所のサービスを行った日に対して死亡日については 1,280 円、死亡日の前日及び前々日については 1 日につき 680 円、死亡日以前 4 日以上 30 日以下については 1 日 144 円、死亡日以前 31 日以上 45 日以下については 1 日 72 円が加算となります。
退居時相談援助加算	退居時に利用者及び家族等への相談援助、または居宅サービス機関等への相談援助を行った場合に、1 回を限度とし 1 日あたり 400 円（自己負担分）加算となります。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1 月につき（基本料金+加算料金）×18.6%が加算となります。

利用者様負担額 2 割の場合

初期加算	入居した日より 30 日以内の期間について、1 日につき 60 円（自己負担分）加算となります。
医療連携体制加算（Ⅰ）ハ	1 日につき 74 円（自己負担分）加算となります。（要介護 1 から要介護 5 の方が加算対象となります。）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1 日につき 44 円（自己負担分）加算となります。
若年性認知症利用者受入加算	1 日につき 240 円（自己負担分）が加算となります。
看取り介護加算	死亡日を含めて 45 日を上限とし、本事業所のサービスを行った日に対して死亡日については 2,560 円、死亡日の前日及び前々日については 1 日につき 1,360 円、死亡日以前 4 日以上 30 日以下については 1 日 288 円、死亡日以前 31 日以上 45 日以下については 1 日 144 円が加算となります。
退居時相談援助加算	退居時に利用者及び家族等への相談援助、または居宅サービス機関等への相談援助を行った場合に、1 回を限度とし 1 日あたり 800 円（自己負担分）加算となります。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1 月につき（基本料金+加算料金）×18.6%が加算となります。

利用者様負担額 3 割の場合

初期加算	入居した日より 30 日以内の期間について、1 日につき 90 円（自己負担分）加算となります。
医療連携体制加算（Ⅰ）ハ	1 日につき 111 円（自己負担分）加算となります。（要介護 1 から要介護 5 の方が加算対象となります。）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1 日につき 66 円（自己負担分）加算となります。
若年性認知症利用者受入加算	1 日につき 360 円（自己負担分）が加算となります。
看取り介護加算	死亡日を含めて 45 日を上限とし、本事業所のサービスを行った日に対して死亡日については 3,840 円、死亡日の前日及び前々日については 1 日につき 2,040 円、死亡日以前 4 日以上 30 日以下については 1 日 432 円、死亡日以前 31 日以上 45 日以下については 1 日 216 円が加算となります。
退居時相談援助加算	退居時に利用者及び家族等への相談援助、または居宅サービス機関等への相談援助を行った場合に、1 回を限度とし 1 日あたり 1,200 円（自己負担分）加算となります。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1 月につき（基本料金+加算料金）×18.6%が加算となります。

### <食材料費>

食材料費として、1日につき以下料金をご負担いただきます。

朝食	300円
昼食	500円
夕食	500円
合計	1,300円

### <室料>

月額 個室 : 25,000円

### <水道・光熱費>

水道・光熱費 月額 20,000円

### <寝具賃借料・クリーニング料>

リース業者が配給する寝具を使用した場合、月額 3,000円

### <管理費>

管理費 月額 5,000円

## < 要介護2の利用料 >

(30日ご利用の場合)

負担明細	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
基本料金	23,640円	47,280円	70,920円
医療連携体制加算Ⅰ八	1,110円	2,220円	3,330円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	660円	1,320円	1,980円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	4,726円	9,453円	14,179円
室料	25,000円	25,000円	25,000円
食材料費	39,000円	39,000円	39,000円
水道・光熱費	20,000円	20,000円	20,000円
寝具クリーニング料	3,000円	3,000円	3,000円
管理費	5,000円	5,000円	5,000円
計	122,136円	152,273円	182,409円

### ※その他

理美容代、おむつ代、医療機関受診費、生活用品費等は実費でのご請求になります。

☆ ご見学は随時受付けておりますので、お気軽にお越しください。